

「気象に関する警報」発令と児童の安全確保に係る措置について

1 警報の範囲 「京丹後市」

※丹後地方に警報が発令されていても、京丹後市に警報が発令されていない場合は登校します。

2 警報の種類 「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」「暴風雪」

※「波浪」「高潮」は除外します。

3 対応

- (1) 午前7時現在、警報が発令されている場合は自宅で待機します。(連絡はありませんので、ご家庭でご確認ください。)

警報が解除された場合も、学校から連絡があるまでは自宅待機してください。その後のことは、改めて学校から児童連絡網で連絡をします。

- (2) 午前7時を過ぎ午前8時30分までに警報が発令された場合も自宅待機とします。既に登校中の児童には、学校から安全に帰宅及び自宅待機ができる方法を指示します。なお、自宅待機している児童について、自宅にいることを確認します。
- (3) 午前8時30分までに警報が解除になった場合は、学校の判断により始業時間を決定し、児童連絡網で連絡をし、授業を実施します。
- (4) 午前8時30分現在、警報が継続する場合は午前中休校とし、給食は行いません。
- (5) 午前8時30分から午前10時30分の間に警報が解除された場合は、午後の授業を実施します。学校の判断により始業時間を決定し、児童連絡網で連絡をします。
- (6) 午前10時30分に警報が継続する場合は、午後も休校とし、児童連絡網で連絡をします。
- (7) 学校に児童がいるときに警報が発令された場合は、教育委員会の指示を受け対応を決定します。授業を切り上げて下校する場合、地区担当が引率し、各地区毎に集団下校をします。